

わが国における国際商事仲裁の活性化の方策に関する調査研究

(報告書の概要)

1. 調査目的

諸外国に比べて、わが国においては国際商事仲裁制度の利用が極めて低迷している。このような状況において、わが国の国際商事仲裁について、その不振の理由を解明し、そのうえで、その拡充、活性化を図っていくことは、わが国企業の投資、貿易の円滑な発展にとって極めて重要である。

本調査研究においては、国際紛争解決に関する日本企業および在外日系企業に対する実態調査を実施し、その結果を分析するとともに、企業法務関係者、学者から成る検討委員会を設置し、わが国における国際商事仲裁の拡充・活性化のための具体的方策を総合的に検討した。

2. 調査結果の概要

本調査によって、日本企業が国際契約の紛争解決条項において、日本を仲裁地として指定する割合は、平均約40%と相当に低いことが判明した。また、日本企業の海外進出と経営の現地化により、国際契約における準拠法は、現地国法や取引相手国法となる傾向が強くなり、日本法が選択される可能性は極めて低くなっている。これに伴い、仲裁条項の仲裁地においても、準拠法が仲裁地として指定され、仲裁地の仲裁機関が、仲裁手続の管理機関として指定される傾向にあることも判明した。

結論として、これらのことから、国際仲裁の活性化を図るためには、日本企業のうち、特に、仲裁条項の契約規定割合が低い小規模企業を対象として、積極的な宣伝・PR活動を行うとともに、在日外資系企業と日本企業との紛争、さらには外国企業間の紛争においても日本が仲裁地として利用されるよう、国内外の外国企業を対象とした宣伝・PR活動も必要となろう。

(報告書の主要構成)

1. 日本企業の紛争解決の方針に関する実態調査とその分析
2. 欧州日系企業の紛争解決の方針に関する実態調査とその分析
3. 日本企業から見た国際商事仲裁の活性化の方策
4. 国際商事仲裁の活性化の方策に向けた総合的検討
 - (1) 仲裁利用者の心理面からの分析
 - (2) 「日本型仲裁」の勧め
 - (3) 方策の再検討